

議案第50号

磐田市税条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年6月15日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市税条例の一部を改正する条例

磐田市税条例（平成17年磐田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第31条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第33条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に、「にあっては特別徴収」を「にあっては、特別徴収」に改める。

第36条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「生じたため、当該給与所得者」を「生じたため当該給与所得者」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「あるときは当該金額」を「あるときは、当該金額」に改め、第6項中「によって」を「により」に改める。

第38条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第43条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「そのそれぞれ」を「それぞれ」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第43条の2の見出し中「所得に係る」を削り、同条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第43条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものと

みなす」に改める。

第44条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第45条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第94条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第109条第1項及び第5項並びに第112条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第14条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第16条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第16条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を

「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項を次のように改める。

23 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第17条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第28条の2を削る。

附則第28条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第28条の2とする。

附則第28条の6第3項を削る。

附則第29条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令

和 8 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 7 項」を「附則第 3 0 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア (イ) 中「3, 9 0 0 円」とあるのは「2, 0 0 0 円」と、同号ア (ロ) 中「6, 9 0 0 円」とあるのは「3, 5 0 0 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 3 0 条第 8 項」を「附則第 3 0 条第 4 項」に、「三輪」を「3 輪」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア (イ) 中「3, 9 0 0 円」とあるのは「3, 0 0 0 円」と、同号ア (ロ) 中「6, 9 0 0 円」とあるのは「5, 2 0 0 円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 2 9 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

附則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 5 4 条中「、附則第 4 6 条、附則第 5 1 条及び第 5 2 条」を「、附則第 5 1 条及び第 5 2 条」に改める。

附則第 5 5 条中「第 1 0 項、第 1 4 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、第 2

1項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第58条中「前年中に」及び「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24条第2項並びに第31条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第33条、第36条、第43条、第43条の2及び第43条の6の改正規定並びに附則第28条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第29条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（この条例による改正後の磐田市税条例（以下「新条例」という。）附則第29条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の磐田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき磐田市税条例第28条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第94条第1号エ及び附則第29条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の磐田市税条例（以下「旧条例」という。）附則第28条の2及び第28条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第28条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定

を受けた場合には、旧条例附則第 29 条第 3 項から第 8 項までに規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 55 条の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

磐田市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の2 略 (追加)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の</p>

現行	改正案
<p>3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項_____の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>（個人の市民税の徴収の方法）</p>	<p>（個人の市民税の徴収の方法等）</p>
<p>第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2第1項、第43条の5又は第51条の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p>	<p>第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2第1項、第43条の5又は第51条の規定<u>により</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（追加）</p>	<p>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p>
<p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第33条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年</p>	<p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第33条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年</p>

現行	改正案
<p>度分の個人の市民税額及び <u>県民税額の合算額</u>（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定<u>によって</u>徴収する場合にあっては<u>特別徴収</u>の方法<u>によって</u>徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定<u>によって</u>徴収する場合にあっては、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p>	<p>度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定<u>により</u>徴収する場合にあっては、<u>特別徴収</u>の方法<u>により</u>徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第43条第1項又は第43条の6第1項の規定<u>により</u>徴収する場合にあっては、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p>
<p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）  第36条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる <u>者</u>のうち特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 <u>の合算額</u>を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p>	<p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）  第36条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には <u>、</u>当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第27条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には <u>、</u>当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>により</u>特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。ただし、第27条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p>3 前項本文の規定<u>によって</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが適当でない<u>と認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から</u>給与所得以外の所得に係る所得割額の全</p>	<p>3 前項本文の規定<u>により</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが適当でない<u>と認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者</u>から給与所得以外の所得に係る所得割額の全</p>

現行	改正案
<p>部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定<u>によって</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動<u>によって</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法<u>によって</u>徴収された金額があるときは当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定<u>により</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動<u>により</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>6 特別徴収の方法<u>によって</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月</p>	<p>6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月</p>

現行	改正案
<p>割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。</p>	<p>割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により__徴収する。</p>
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）  第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式_____による納入書によつて納入しなければならない。</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）  第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により__納入しなければならない。</p>
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）  第43条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合においては<u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</u></p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）  第43条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により__徴収されないこととなった場合には____、特別徴収の方法により__徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により__徴収されないこととなった日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合には____<u>それぞれ</u>の納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には____直ちに、普通徴収の方法により__徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）</u>において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて</u></p>	<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入する</u></p>
<p>_____当該納税者の未納に係る徴収金に充当する  _____。</p>	<p>_____を委託したものとみなす。</p>

現行	改正案
<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額</p> <p>(当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ</p>	<p>(公的年金等に係る_____個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には_____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。)の合算額</p> <p>(当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法により_____徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により_____徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ</p>



現行	改正案
<p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 略</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 略</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>

現行	改正案
<p>(種別割の税率)</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの _____ を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第109条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 _____ による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第107条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面</u>が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第109条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第107条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第112条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第112条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第14条 平成17年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第112条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第112条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第14条 平成17年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民</p>

現行	改正案
<p>税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第22項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第23項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第24項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条_____</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>

現行	改正案
11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
19 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	19 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
20 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	20 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
21 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
22 略	22 略
23 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。	23 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第17条 略</p>

現行	改正案
<p>2～10 略 (追加)</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>12 略</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p>第28条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用</p>	<p>2～10 略</p> <p>11 <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第28条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第28条の2の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第28条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第93条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「<u>100分の2</u>」とあるのは、「<u>100分の1</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第29条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第28条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第28条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(削除)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第29条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

現行	改正案															
略	略															
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
略	略															
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	(削除)															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 885 465 922">第2号ア(イ)</td> <td data-bbox="465 885 786 922">3,900円</td> <td data-bbox="786 885 1115 922">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 922 465 959">第2号ア(ウ) a</td> <td data-bbox="465 922 786 959">6,900円</td> <td data-bbox="786 922 1115 959">3,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 959 465 995"></td> <td data-bbox="465 959 786 995">10,800円</td> <td data-bbox="786 959 1115 995">5,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 995 465 1032">第2号ア(ウ) b</td> <td data-bbox="465 995 786 1032">3,800円</td> <td data-bbox="786 995 1115 1032">1,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1032 465 1069"></td> <td data-bbox="465 1032 786 1069">5,000円</td> <td data-bbox="786 1032 1115 1069">2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円		10,800円	5,400円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	(削除)
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円														
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	(削除)															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 1316 465 1358">第2号ア(イ)</td> <td data-bbox="465 1316 786 1358">3,900円</td> <td data-bbox="786 1316 1115 1358">3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円													
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円														

現行			改正案		
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円	(削除)		
	10,800円	8,100円			
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円	(削除)		
	5,000円	3,800円			
<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車  （営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に</p>			<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については  、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000</p>		

現行	改正案
<p>掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 _____ とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分 _____ の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 _____ とする。</p>	<p>円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については _____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>
<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第29条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第29条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第34条 平成17年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条に</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第34条 平成17年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条に</p>

現行	改正案
<p>において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、平成17年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>第54条 附則第46条及び第48条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第46条及び第49条の2の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第46条、附則第47条、第49条の2及び第49条の3の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第49条の2から第50条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第50条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第50条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第46条、附則第51条及び第52条</u>の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2</p>	<p>において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、平成17年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>第54条 附則第46条及び第48条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第46条及び第49条の2の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第46条、附則第47条、第49条の2及び第49条の3の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第49条の2から第50条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第50条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第50条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第51条及び第52条</u>の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2</p>

現行	改正案
<p>第1項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第55条 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第58条 所得割の納税義務者が、<u>前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）</u>第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄した日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の2の規定を適用する。</p>	<p>第1項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第55条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用</u>がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第58条 所得割の納税義務者が、<u>_____新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号_____）</u>第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄した日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の2の規定を適用する。</p>

## 磐田市税条例の一部を改正する条例の概要

企画部 市税課

### 1 個人市民税

#### 森林環境税の導入に伴う改正

〔第 24 条、第 31 条、第 33 条、第 36 条、第 43 条、第 43 条の 2、第 43 条の 6〕

森林環境税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設された国税です。令和 6 年度から課税が開始され、個人市民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円を市が賦課・徴収するものです。

### 2 軽自動車税（種別割）

#### グリーン化特例の適用期限の延長 〔附則第 29 条〕

グリーン化特例とは、燃費性能の優れた車両について、登録後最初の年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能に応じて軽減する特例措置です。

より環境性能の良い車両の普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限を 3 年延長するものです。

また、これまでの税制改正において、軽課の適用対象を電気自動車等に限定するとされてきたこと等を踏まえ、営業用乗用車については、50%軽減を令和 7 年度取得分まで、25%軽減を令和 6 年度取得分まで対象とし、それ以降は延長しないこととされたものです。

グリーン化特例 取得期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（3 年延長）

特例割合	適用対象車
75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
50%軽減	2030 年度基準 90%達成（営業用乗用車のみ） ⇒令和 7 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
25%軽減	2030 年度基準 70%達成（営業用乗用車のみ） ⇒令和 6 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。